

定 款



2024年2月27日 改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、サムティ株式会社と称し、英文ではSamty Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介及び鑑定
2. 不動産の所有、管理及び貸借
3. 住宅の建設及び販売
4. 土地の開発、造成及び販売
5. 土木・建築工事の請負、設計、施工並びに監理
6. 駐車場の経営及び管理
7. 不動産特定共同事業法に基づく事業
8. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
9. 投資顧問業
10. 金融商品取引業
11. 貸金業
12. ホテル、レストラン、レジャー・流通施設、有料老人ホーム等の所有、貸借及び経営
13. 有価証券の売買、保有、運用
14. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、159, 200, 000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める「株式取扱規則」による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)を除く。)は、9名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役との責任限定契約)

- 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31までの1年とする。

(期末配当及び基準日)

第36条 当会社は、毎年12月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第37条 当会社は、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。未払い配当金には利息を付さない。

附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第41期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

(事業年度変更に係る経過措置)

第2条 本定款第35条(事業年度)の規定にかかわらず、第43期事業年度は、2023年12月1日から2024年12月31日までの13か月とする。

- 2 第37条の規定にかかわらず、第43期の事業年度の中間配当の基準日は、2024年5月3日とする。
- 3 本条は、第43期の事業年度終了後に、これを削除する。

昭和57年11月20日 作成

昭和57年11月25日 公証人認証

平成16年 9月29日 定款変更株主総会特別決議可決

平成16年11月19日 定款変更株主総会特別決議可決

平成17年 2月25日 定款変更株主総会特別決議可決

平成17年 4月28日 定款変更株主総会特別決議可決

平成17年 6月 1日 商号変更

平成18年 5月15日 定款変更株主総会特別決議可決

平成19年 2月26日 株式分割による発行可能株式総数変更

平成19年 3月23日 定款変更株主総会特別決議可決

平成20年 2月27日 定款変更株主総会特別決議可決

平成21年 2月26日 定款変更株主総会特別決議可決

平成22年 1月 6日 附則削除

平成24年 2月28日 定款変更株主総会特別決議可決

平成24年 7月 4日 定款変更株主総会特別決議可決

平成26年 2月27日 定款変更株主総会特別決議可決(平成26年4月1日施行)

平成27年 2月26日 定款変更株主総会特別決議可決

平成28年 2月25日 定款変更株主総会特別決議可決

2019年 2月27日 定款変更株主総会特別決議可決

2020年 2月27日 定款変更株主総会特別決議可決

2021年 2月25日 定款変更株主総会特別決議可決

2022年 2月24日 定款変更株主総会特別決議可決

2023年 2月27日 定款変更株主総会特別決議可決

2024年 2月27日 定款変更株主総会特別決議可決